

奈良県選挙管理委員会告示第六十八号

選挙関係事務執行規程（昭和四十四年十一月奈良県選挙管理委員会告示第三十号）の
一部を次のように改正する。

令和四年十二月二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

別記第一号様式を削り、第二号様式の前に次の二様式を加える。

別記第一号様式その一（県の議会議員選挙の投票用紙）

何 選 挙 投 票

○ 注 ちゆう

意 い

奈良県選
挙管理委
員会 印

一 こうほしやしめい 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
らんない ひとりか

二 こうほしやしめい 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
ものしめい か

こうほしやしめい
候補者氏名

備考

- 一 奈良県選挙管理委員会印は、刷込式とする。
- 二 投票用紙の大きさは、縦二二八ミリメートル、横八〇ミリメートルとする。

別記第一号様式その二(知事選挙の投票用紙)

何 選 挙 投 票

○ 注 ちゆう 意 い

奈良県選
挙管理委
員会印

一 こうほしやしめい 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
らんない ひとりか

二 こうほしやしめい 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
もの しめい か

こうほしやしめい
候補者氏名

備考

- 一 奈良県選挙管理委員会印は、刷込式とする。
- 二 投票用紙の大きさは、縦二二八ミリメートル、横八〇ミリメートルとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の選挙関係事務執行規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。